

健発0930第9号
薬食発0930第13号
食安発0930第1号
能発0930第1号
雇児発0930第1号
老発0930第1号
平成27年9月30日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

医薬食品局長
(公印省略)

医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

職業能力開発局長
(公印省略)

雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

老健局長
(公印省略)

厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う健康局、医薬食品局、医薬食品局食品安全部、職業能力開発局、雇用均等・児童家庭局及び老健局の組織再編等について

厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成27年政令第330号）が平成27年9月18日に、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第157号）が本日公布され、ともに同年10月1日から施行される。これにより、健康局、医薬食品局、医薬食品局食品安全部、職業能力開発局、雇用均等・児童家庭局及び老健局の組織再編等が行われることとなった。今回の改正の概要は下記のとおりであるので、貴職におかれては、改正の趣旨を御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底方御配慮願いたい。

記

第1 改正の趣旨

高齢化の進展等を踏まえ、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することが求められているところであり、健康寿命の延伸を推進するための組織改革を行うことにより、国民の生活の質の向上と持続可能な社会保障制度の確立を推進する。

また、国民の生活に関連し、公衆衛生の向上の観点から行われる行政を一体的に実施するための組織の見直しを行う。

さらに、より効率的・効果的な職業能力開発行政の推進を行うための職業能力開発局の内部組織の見直し、より効果的な少子化対策のための雇用均等・児童家庭局の所掌事務の見直し及び認知症施策の推進のための老健局の内部組織の見直しを行うものである。

第2 改正の内容

1 健康局の組織再編について

- (1) 「がん対策・健康増進課」を「健康課」として振替新設し、また、予防接種室を移管し、「国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病」に関する事務及び「予防接種の実施に関する事務」等の予防施策を一元的に所掌する課とする。
- (2) 「疾病対策課」を「がん・疾病対策課」として振替新設し、「がんその他の疾病の予防及び治療に関する事務」等を所掌する課とする。
- (3) 結核感染症課の所掌事務に、「感染症により公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。」

を加えるとともに、性感染症に関する事務を一元的に実施するため、「エイズ」に係る事務を結核感染症課の所掌事務とする。

- (4) 「難病対策課」を新設し、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関する事務」等の難病対策に係る事務を所掌する課とする。また、これまで疾病対策課が所掌していた「臓器移植、造血幹細胞移植及びハンセン病」に関する事務を難病対策課の事務として移管する。

2 医薬食品局の組織再編について

- (1) 「医薬食品局」及び「食品安全部」の名称を「医薬・生活衛生局」及び「生活衛生・食品安全部」に改称する。
- (2) 健康局の生活衛生課及び水道課を、新設する生活衛生・食品安全部に振替設置する。
- (3) 食品安全部の基準審査課の事務のうち、「栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品の衛生に関する取締り」に関する事務を、監視安全課に移管する。

3 職業能力開発局の組織再編について

- (1) 能力開発課に、「公共職業訓練及び求職者支援訓練の計画に関すること並びに当該計画に関する訓練の実施及び関係行政機関等との連絡調整」を行う「訓練企画室」を設置する。
- (2) 「育成支援課」の名称を「キャリア形成支援課」に改称し、同課に「事業主等による職業能力の開発及び向上」に関する事務を行う「企業内人材育成支援室」を置く。またこれに伴い「実習併用職業訓練推進室」及び「キャリア形成支援室」を廃止する。
- (3) 能力評価課に設置する「主任技能検定官」及び「技能検定官」の名称を「主任職業能力検定官」及び「職業能力検定官」に改称する。
- (4) 海外協力課に「海外協力室」を置き、職業能力開発局の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち、「外国人に係る研修及び技能実習に関するもの」を海外協力課本課の所掌事務とし、「これらの事務以外のもの」を「海外協力室」が担当する。

4 雇用均等・児童家庭局の所掌事務の移管について

- (1) 「育成環境課」を廃し、「総務課少子化対策企画室」の名称を「総務課少子化総合対策室」に改称する。

- (2) これまで育成環境課が所掌していた、「放課後児童健全育成事業」等の事務については、「少子化総合対策室」に移管する。
- (3) 「児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく小児慢性特定疾病」にかかる事務については、難病対策課の所掌事務として移管を行う。

5 老健局の内部組織の見直しについて

- (1) これまで高齢者支援課が所掌していた、「認知症に関する対策の企画立案等」の事務については、総務課に移管する。これに伴い、高齢者支援課に置かれた「認知症・虐待防止対策推進室」を廃し、総務課に「認知症施策推進室」を置く。なお、「高齢者虐待の防止」等に関する事務については、引き続き高齢者支援課が所管する。
- (2) これまで振興課が所掌していた「福祉用具」に関する事務及び「住宅の改善」に関する事務については、高齢者支援課に移管する。

6 その他所要の改正

第3 その他

1 既存の通知の取扱いについて

今回の組織再編等に伴い健康局、医薬食品局、食品安全部、職業能力開発局、雇用均等・児童家庭局及び老健局の通知については、今後次のように取り扱うこととする。

- (1) 組織再編等前に発出された健康局、医薬食品局、食品安全部、職業能力開発局、雇用均等・児童家庭局及び老健局内の各職による通知は、別途の通知が発出されない限り、組織再編等後に当該通知に係る事務を所管する職の発出による通知とみなし、その効力を維持するものとする。
- (2) 組織再編等前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織再編等に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編等後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。

2 改称された部局の名称の英訳については下記のとおりとする。

「医薬・生活衛生局」は、Pharmaceutical Safety and Environmental Health Bureauとし、「生活衛生・食品安全部」は、Department of Environmental Health and Food Safetyと改めることとする。

第五十一条第一号及び第四号中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改める。
第五十六条第一号及び第七号中「食品安全部」を「生活衛生・食品安全部」に改める。
第五十七条第三号中「限る」を「限り、監視安全課の所掌に属するものを除く」に改める。
第五十八条第四号中「及び基準審査課」を削り、第一章第二節第三款第四目中同条の次に次の二条を加える。

(生活衛生課の所掌事務)

第五十八條の二 生活衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建築物衛生の改善及び向上に関すること。
- 二 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。
- 三 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。
- 四 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。
- 五 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。
- 六 株式会社日本政策金融公庫の行う業務に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること(健康局及び他課の所掌に属するものを除く)。

(水道課の所掌事務)

第五十八條の三 水道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水道に関すること。
- 二 井戸水その他水の衛生に関すること。
- 三 第八十五条及び第八十八条(見出しを含む)中「育成支援課」を「キャリア形成支援課」に改める。
- 四 第九十一条中「八課」を「七課」を「育成環境課」を削る。
- 五 第九十二条中第十三号を第二十号とし、第八号から第十二号までを七号ずつ繰り下げ、第七号を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。
- 六 児童福祉に関する思想の普及及び向上に関すること。
- 七 児童の福祉のための文化の向上に関すること。
- 八 第九十二条中第六号を第十一号とし、第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号の次に次の五号を加える。
- 九 放課後児童健全育成事業に関すること。
- 十 児童委員に関すること。
- 十一 児童厚生施設及びその職員を養成する施設及び運営に関すること。
- 十二 児童厚生施設及びその職員の養成及び資質の向上に関すること。
- 十三 八 子どもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律(昭和五十五年法律第九十一号)第一条第三項に規定する指定法人に関すること。
- 十四 第九十七条を次のように改める。

第九十七條 削除
第九十九條第八号中「並びに」の下に「妊産婦の」を加え、「特殊な」を「特殊の」に改め、同条第九号中「総務課」を「健康局及び総務課」に改める。
第九十九條第六号中「昭和二十二年法律第六十四号」を削る。
第一百十三條中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号中「平成九年法律第二百二十三号」を削り、同号を同条第八号とし、同条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五条の二に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

第一百十五條中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。
四 障害がある老人の日常生活上の便宜を図るための住宅の改善に関すること。
第一百十五條中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。
五 福祉用具の研究、開発及び普及の促進並びに適切な利用の確保に関すること(老人に係るものに限る)。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(社会保障審議会令の一部改正)
第二条 社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第三号中「育成環境課」を「総務課」に改める。

(厚生科学審議会令の一部改正)
第三条 厚生科学審議会令(平成十二年政令第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第九條ただし書中「結核感染症課」を「健康課」に、「健康局生活衛生課」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課」に改める。

(医道審議会令の一部改正)
第四条 医道審議会令(平成十二年政令第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第九條ただし書中「医薬食品局総務課」を「医薬・生活衛生局総務課」に改める。

(薬事・食品衛生審議会令の一部改正)
第五条 薬事・食品衛生審議会令(平成十二年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「医薬食品局総務課」を「医薬・生活衛生局総務課」に改め、同条ただし書中「医薬食品局食品安全部企画情報課」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課」に改める。

(疾病・障害認定審査会令の一部改正)
第六条 疾病・障害認定審査会令(平成十二年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

第九條ただし書中「結核感染症課」を「健康課及び結核感染症課」に改める。

(食料・農業・農村政策審議会令の一部改正)
第七条 食料・農業・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第九條中「医薬食品局食品安全部企画情報課」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課」に改める。

(がん対策推進協議会令の一部改正)
第八条 がん対策推進協議会令(平成十九年政令第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五條中「がん対策・健康増進課」を「がん・疾病対策課」に改める。

(肝炎対策推進協議会令の一部改正)
第九条 肝炎対策推進協議会令(平成二十一年政令第三百九号)の一部を次のように改正する。

第五條中「疾病対策課」を「がん・疾病対策課」に改める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 林 芳正
内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に、「第二十九条」を「第二十九条の二」に改め、「第六十六条の二」を削る。

第十六条第二項第一号及び第十七条第二項中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改める。

第十九条第二項第一号中「及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)」を、「難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定」に改める。

第二十二條及び第二十三條を削る。

第二十一條の見出し及び同条第一項中「予防接種室及び」を削り、同条第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、同条を第二十二條とし、第一章第一節第三款中同条の次に次の一條を加える。

(移植医療対策推進室)

第二十三條 難病対策課に、移植医療対策推進室を置く。

2 移植医療対策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 臓器の移植に関すること。

二 造血幹細胞移植に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、疾病の治療に関する事務(他局の所掌に属するものを除く。)のうち、移植医療に関すること。

3 移植医療対策推進室に、室長を置く。

第二十條の見出し中「移植医療対策推進室及び」を削り、同条第一項中「疾病対策課」を「がん・疾病対策課」に改め、移植医療対策推進室及び」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「がん対策・健康増進課及び移植医療対策推進室」を「並びに結核感染症課及び難病対策課」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条を第二十一條とする。

第十九條の二の見出しを「予防接種室及び保健指導官」に改め、同条第一項中「がん対策・健康増進課」を「健康課に、予防接種室及び」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 予防接種室は、予防接種の実施に関する事務をつかさどる。

3 予防接種室に、室長を置く。

第十九條の二を第二十條とする。

第一章第一節第四款の款名を次のように改める。

第四款 医薬・生活衛生局

第二十八條を削る。

第一章第一節第四款中第二十九條を第二十八條とし、同条の次に次の二條を加える。

(生活衛生対策企画官)

第二十九條 生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする)を置く。

2 生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。

一 建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること(健康局及び他課の所掌に属するものを除く。)

(水道計画指導室及び水道水質管理官)

第二十九條の二 水道課に、水道計画指導室及び水道水質管理官一人を置く。

2 水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水道用水の供給に関する企画及び立案に関すること。

二 水道の広域的な整備に関すること。

三 水道事業及び水道用水供給事業の監督に関すること。

四 独立行政法人水資源機構の行う業務に関すること。

3 水道計画指導室に、室長を置く。

4 水道水質管理官は、命を受けて、水道課の所掌事務のうち、水道水に係る水質基準その他の水質の管理に関することを行う。

第四十九條の見出し中「就労支援訓練企画官並びに」を「訓練企画室並びに就労支援訓練企画官」に改め、同条第一項中「就労支援訓練企画官一人並びに」を「訓練企画室並びに就労支援訓練企画官一人」に改め、同条第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 訓練企画室は、次に掲げる事務(障害者に対する職業訓練に係るもの及び就労支援訓練企画官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 公共職業訓練及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練に係る計画に関すること。

二 前号の計画に関する訓練の実施及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

3 訓練企画室に、室長を置く。

第五十條の見出しを「企業内人材育成支援室及び職業能力形成システム企画官」に改め、同条第一項中「育成支援課」を「キャリア形成支援課」に、「実習併用職業訓練推進室及びキャリア形成支援室並びに」を「企業内人材育成支援室及び」に改め、同条第二項中「実習併用職業訓練推進室」を「企業内人材育成支援室」に改め、「実習併用職業訓練及び」を削り、「実習併用職業訓練による教育訓練等とを組み合わせた訓練」を「職業能力の開発及び向上の促進」に改め、「能力開発課」の下に「及び能力評価課」を加え、同条第三項中「実習併用職業訓練推進室」を「企業内人材育成支援室」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とする。

第五十一條の見出しを「職業能力検定官及び主任職業能力検定官」に改め、同条第一項中「調査官一人並びに技能検定官五人」を「職業能力検定官六人」に、「主任技能検定官」を「主任職業能力検定官」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「技能検定官」を「職業能力検定官」に改め、同条第四項中「主任技能検定官」を「主任職業能力検定官」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「主任職業能力検定官」を「主任職業能力検定官」に改め、同項を同条第三項とする。

第五十二條の見出し及び同条第一項中「外国人研修推進室」を「海外協力室」に改め、同条第二項中「外国人研修推進室」を「海外協力室」に改め、「外国人に係る研修及び技能実習に関する」を削り、「関する事務」の下に「(外国人に係る研修及び技能実習に関するものを除く。)」を加え、同条第三項中「外国人研修推進室」を「海外協力室」に改める。

第五十三條の見出し及び同条第一項中「少子化対策企画室」を「少子化総合対策室」に改め、同条第二項中「少子化対策企画室」を「少子化総合対策室」に、「少子化対策に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 少子化対策に関すること。

二 放課後児童健全育成事業に関すること。

三 児童委員に関すること。

四 児童厚生施設及びその職員を養成する施設の設備及び運営に関すること。

五 児童厚生施設の職員の養成及び資質の向上に関すること。

六 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律(昭和五十五年法律第九十一号)第一条第三項に規定する指定法人に関すること。

七 児童福祉に関する思想の普及及び向上に関すること。

八 児童の福祉のための文化の向上に関すること。

第五十三條第三項中「少子化対策企画室」を「少子化総合対策室」に改める。

第六十四条第八項第一号中「昭和二十二年法律第六十四号」を削る。
第六十六条の見出しを「認知症施策推進室及び介護保険指導室」に改め、同条第一項中「総務課に」の下に「認知症施策推進室及び」を加え、同条第六項中「第二項第五号」を「第四項第五号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項第一号から第四号まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項第三号中「平成九年法律第二百二十三号」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 1 認知症施策推進室は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
- 2 認知症施策推進室に、室長を置く。

第一章第一節第十款中第六十六条の二を削る。
第八十二条の次に次の二項を加える。

（輸入食品監督官）

- 1 第八十二条の二 横浜検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。
- 2 輸入食品監督官は、命を受けて、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入を行う食品等事業者に対する監督に関する事務を行う。

（輸入食品監督官）

第九十二条の二 神戸検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

第九十二条の二 輸入食品監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務を行う。

第六百六十四条中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

第六百七十五条中「障害者健康増進・スポーツ科学支援センター」を「障害者健康増進・運動医学支援センター」に改める。

第六百八十二条の見出しを「障害者健康増進・運動医学支援センター」に改め、同条第一項中「障害者健康増進・スポーツ科学支援センター」を「障害者健康増進・運動医学支援センター」に改め、同条第二項中「障害者の健康の増進、生活習慣病の予防並びに体力の保持及び増進並びに総合的な健診に関すること」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 障害者の健康の増進を目的として総合的な健診及び生活習慣病の予防を行うこと。
- 二 障害者の身体機能の向上を目的として運動医学の知見を活用した支援を行うこと。

附則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○農林水産省令第七十四号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一十号）附則第六十一条第一項の規定に基づき、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

農林水産大臣 林 芳正

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令（平成十四年農林水産省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「都道府県知事又は」を「地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から機構保存本人確認情報」に、「第三十条の十第一項」を「第三十条の九」に、「指定情報処理機関（以下「知事等」という。）から同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）以外」を「機構保存本人確認情報のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。）以外のものをいう」に改める。

第六条の二の見出しを「機構保存本人確認情報による確認」に改め、同条第一項中「知事等」を「機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改め、同条第三項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

第十条第二項中「知事等から本人確認情報」を「機構から機構保存本人確認情報」に改める。

第十条の二第一項中「知事等」を「機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改め、同条第二項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

第十条の三の見出し中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改め、同条第一項中「知事等」を「機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

第十二条中「知事等から本人確認情報」を「機構から機構保存本人確認情報」に改める。

附則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

告

示

○内閣府告示第三百四十一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五号第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

国立大学法人名古屋大学附属図書館国際開発図書室の項の次に次のように加える。

国立大学法人名古屋大学附属図書館創業科学図書室 愛知県名古屋市中千種区不老町

国立大学法人名古屋大学附属図書館太陽地球環境研究所図書室の項中「太陽」を「宇宙」に改める。

国立大学法人名古屋大学附属図書館地球水循環研究センター図書室の項を削る。

○内閣府告示第三百四十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第八条第七項の規定に基づき、平成二十七年九月九日付けで同条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

一 区域計画の作成主体 仙台市国家戦略特別区域会議

二 国家戦略特別区域の名称 仙台市 国家戦略特別区域

三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 特定非営利活動法人設立促進事業及び国家戦略特別区域限定保育士事業